

地域障害児支援体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算 177億円の内数（208億円の内数）令和5年度補正予算額 15億円

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

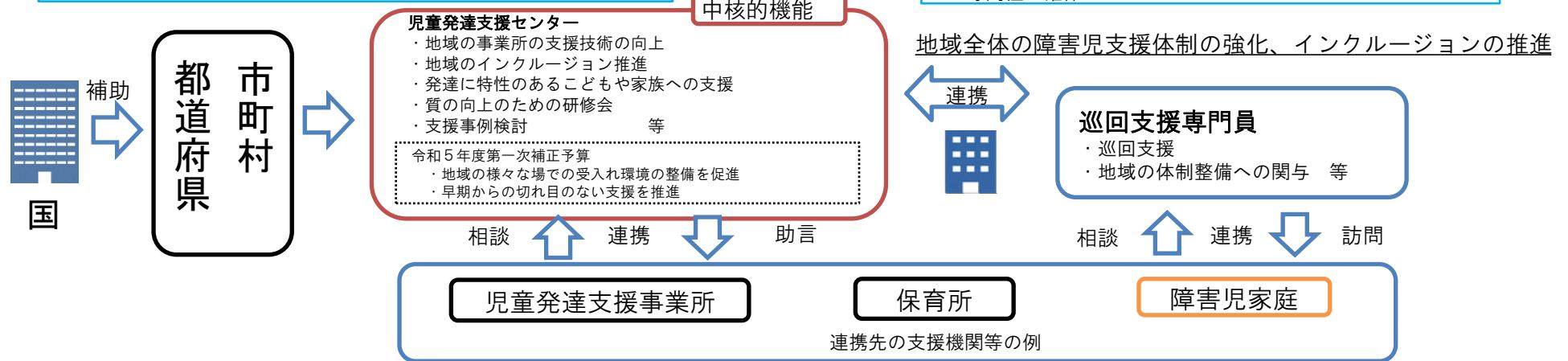
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業
- ・発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】市町村事業：国
都道府県事業：国
1/2, 市町村 1/2, 都道府県 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

地域支援体制整備サポート事業

支援局 障害児支援課

自治体実施分 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算 177億円の内数

令和5年度補正予算額 0.5億円

1 事業の目的

国実施分

令和6年4月1日の改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム

【国実施分】

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、見える化の取組、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する（自治体実施事業とも連携）

【自治体実施分】

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携しながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

（例）

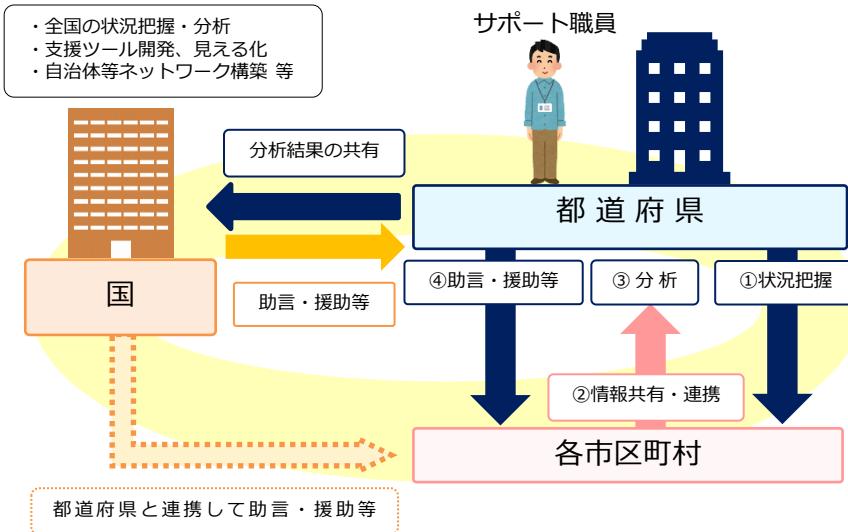
- ・児童発達支援センター等を中心とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて
国・都道府県と連携等

3 実施主体

国実施分：国（委託により実施）

自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市

4 補助率

自治体実施分：国 10 / 10

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

0.5億円
0.6億円)



現状・課題

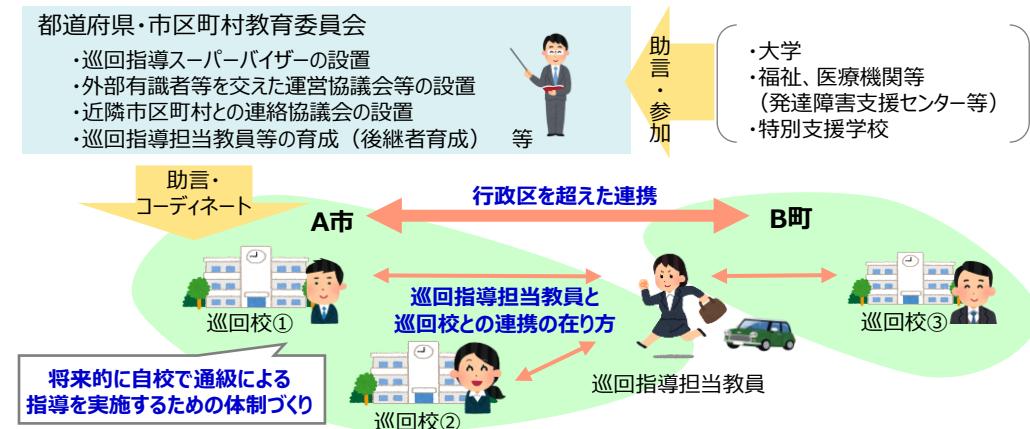
通級による指導を受ける児童生徒数は増加しており、現在、小・中学校においては約15.4万人、高等学校については約1,700人が受けしており、このうち、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症が約6割を占めている。そして、高等学校における通級による指導については、平成30年度に制度化から6年経過したところ。

今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加すると考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むことが想定される。また、児童生徒が在籍する小・中学校等で通級による指導を受けられるよう、管理職を始めとする全ての教員あるいは学校全体で、より一層、発達障害を含む特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う教員の育成を図ることが重要である。

事業内容

1. 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 28百万円

巡回指導を実施する自治体において、従来の方法等に基づいた巡回指導だけでなく、地理的条件や地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等について検討・実証を行い、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。



2. 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 14百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

（1）発達障害を含む特別支援教育に関する育成指標の作成



（2）特別支援教育に関するキャリアに応じた教師の育ち学びを連携付けて支える仕組みを構築するための組織的かつ体系的なプログラム等の開発

（3）特別支援学級や通級による指導など特別支援教育に関する経験がない管理職に対する特別支援教育に関する研修等の機会の充実



件数・単価 4か所×3.4百万円 交付先 都道府県・指定都市教育委員会

3. 発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業 7百万円(新規)

発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ることで、先進事例の周知啓発を行う。

件数・単価 1か所×1団体 交付先 民間団体等

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

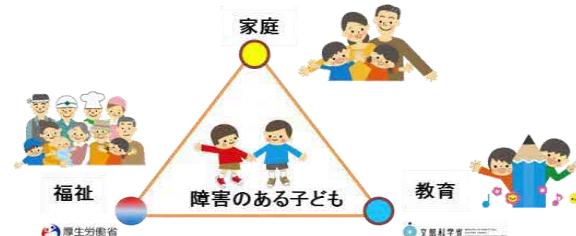
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るために福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

地域生活支援事業における発達障害児者支援関係予算

令和6年度当初予算

地域生活支援事業費補助金

505億円の内数（504億円の内数）

- 発達障害者支援センター運営事業（都道府県必須事業）
- 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（都道府県必須事業）
- 家庭・教育・福祉連携推進事業（市町村任意事業）

地域生活支援促進事業

○発達障害者支援体制整備事業【拡充】（都道府県）	4.3億円（3.9億円）
○発達障害児者地域生活支援モデル事業（都道府県・市町村）	20百万円（20百万円）
○かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（都道府県）	19百万円（19百万円）
○発達障害児者及び家族等支援事業（都道府県・市町村）	1.6億円（1.6億円）
○発達障害診断待機解消事業（都道府県） ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業 ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	93百万円（93百万円）

世界自閉症啓発デー普及啓発関係予算

教育と福祉の連携を推進する要因調査と連携促進ツールの検討事業 (国立障害者リハビリテーションセンター)

令和5年度補正予算額 4,221千円

事業概要

- 発達障害をはじめ障害のある子どもたちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。平成29年度には文部科学省と厚生労働省が協働し、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクトチーム」（以下、トライアングルプロジェクトとする。）を発足させ、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討し、とりまとめの報告書の中で「今後取り組むべき方向性」が示された。
　　<今後取り組むべき方向性>
 - (1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
 - (2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
 - (3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
 - (4) 個別の支援計画の活用促進
- トライアングルプロジェクトの報告を受け、発達障害情報・支援センターでは、情報発信の推進のためのホームページの運営、人材育成のための研修カリキュラムや研修動画コンテンツの作成・普及などに取り組んできたが、自治体における教育と福祉の連携は、地域ごとに取り組みにばらつきが生じているといった課題がある。
- そのため、全国における支援・連携の均てん化を図るため、人材育成に係る研修コンテンツや支援会議などの教育と福祉の連携の場について、自治体の状況をヒアリングやアンケート調査で把握し、今後の教育と福祉の連携の在り方を検討する基礎資料を作成するとともに、収集した好事例や課題の事例を整理し、連携促進ツールとして発達障害ナビポータルに実装するコンテンツの開発を行う。

教育と福祉の連携を推進する要因調査と連携促進ツールの検討 事業

調査

トライアングルプロジェクトの「今後取り組むべき方向性」、特に発達障害ナビポータルが発信した人材育成に係る研修コンテンツや支援会議などの教育と福祉の連携の場について、自治体の状況を把握し、今後の教育と福祉の連携の在り方を検討する基礎資料を作成する

事例 収集

上記における調査結果等を踏まえて、研修カリキュラムの成果を検証する際の資料にするとともに、収集した好事例や課題の事例を整理し、連携促進ツールとして発達障害ナビポータルに実装するコンテンツの開発を行う

事業のスケジュール

令和5年度

事業内容について、本省地域生活・発達障害者支援室、施設管理室、こども家庭庁障害児支援課、ならびに文部科学省特別支援教育課、国立特別支援教育総合研究所に共有、助言を得る。

自治体地域モデルのヒアリング、支援を



準備

令和6年度

- ①検討委員会の開催。調査項目の検討ならびに連携促進ツール構想についての共有を行う（4月～7月）。
- ②調査の実施、回収（8月～11月）
- ③検討委員会の開催。考察、報告の検討（12月～3月）

令和5年度より並行して実施する。

検討・作成



令和7年度

- ①検討委員会の開催。調査結果やヒアリングを踏まえて連携促進ツールについての内容や普及方法等についての具体的な検討を実施する（4月～7月）
- ②連携促進ツールの作成（8月以降）

連携促進ツールの作成に向けたヒアリング
・作成後の普及

普及・検証

